第明治三十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第５７号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本913番地の１
サンホーム201号
債務者　東谷　**鐵**裕
１　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第５８号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本913番地の１
サンホーム201号
債務者　東谷　米子
１　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第２９０４号
名古屋市中川区蔦元町１丁目17番地　コンフォーレ岡田４Ａ号
債務者　鬼塚　雄二
１　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９０５号
名古屋市中川区蔦元町１丁目17番地　コンフォーレ岡田４Ａ号
債務者　鬼塚　直美
１　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１９８号
名古屋市南区外山１丁目10番31号　エーデルハイム成田205号
債務者　水野　博美
１　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８０１号
愛知県豊田市竹生町１丁目１番地４　銀河荘201号、従前の住所愛知県豊田市日之出町１丁目４番地21　シャトレー豊田日之出402号
債務者　高橋　　誠
１　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４９５号
大津市柳川１丁目２番18号　ハイツ柳川204号室
債務者　大林　真弓
１　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１２号
滋賀県甲賀市水口町本町２―２―27　生活訓練施設しろやまコミュニティハウス内、住民票上の住所大津市神領１丁目13番26号　第48レイク唐橋308号
債務者　木村　吉文
１　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２３号
大津市本丸町６番18―504号、前住所大津市別保３丁目３番51―304号
債務者　大橋　　舞
１　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３２号
滋賀県草津市下笠町1209番地
債務者　岡本　祐介
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７４号
滋賀県近江八幡市中小森町64番地32
債務者　西　　尚
１　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２１２号
鳥取県鳥取市丸山町170番地３　グランス・チャレー102号、旧住所神奈川県横浜市保土ケ谷区帷子町２丁目48番地１
債務者　佐々木真須美
１　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６０１号
広島市西区己斐西町８番５号
債務者　金子　友美
１　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０３号
愛媛県松山市本町５丁目８番地４、住民票上の住所愛媛県松山市南江戸１丁目13番７号406号
債務者　本田　裕美
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５３７号
愛媛県松山市溝辺町甲２番地９
債務者　窪田　　坦
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５３８号
愛媛県松山市溝辺町甲２番地９
債務者　窪田　早苗
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５４７号
愛媛県松山市南町１丁目２番31号
債務者　髙市　尊子
１　決定年月日時　平成22年11月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
松山地方裁判所